

R. グード著 塩崎 潤訳

『個人所得税』

(日本租税研究協会 昭和41年) Pp. xi+343.

R. Goode, *The Individual Income Tax* (Washington, D.C.:
The Brookings Institution, 1964). Pp. xvi+367.

早見 弘

I

個人所得税は現代における先進諸国の租税収入のなかで、重要な地位と役割をしめている。まず租税収入にしめるウェイトについてみると、アメリカ合衆国の連邦個人所得税は、43.4% (1960~63年平均)、イギリスでは付加税をふくめて46.3% (1965会計年度予算)、西ドイツが36.8%を占め、わが国では30.2% (昭和40年度、納税者1人あたり46,900円)に達する。単一の税目としては最大の多収性をしめしている。第二に、個人所得税は人税として、租税の公平をもっともよく満たす租税として期待されている。今日、所得税の負担や税務行政に批判的な人々でも、所得税の代案として総合消費税や間接税の増徴を主張する人は少ない。ただ所得税にかけられた公平さの期待が、所得税の抜け穴や特別措置によって満たされていないことは事実である。第三に、個人所得税という1つの制度的機構が、国民経済に与える諸効果に関心が集められていることである。ここでいう所得税の経済効果には、広くいって資源配分・所得分配・経済安定および経済成長の4つの視点があげられるが、それぞれについて所得税の与える有利・不利という判定は、理論および実証の2面から論じられている。

この書物は個人所得税の多収性という事実と、人々に広く受け入れられているという是認と、理論および実証からみた経済効果の分析を背景として、アメリカ合衆国の連邦個人所得税を検討し改善案を提出したものである。著者はかつてシカゴ大学におり、現在は国際通貨基金の財政部長を勤め、租税問題では注目すべき1人である。

個人所得税が1つの制度であり、実定法として存在する以上、その検討と改善には税法の知識と所得税の実務をわきまえなくては十分なものとなりえない。その意味では、大蔵省主税局長としての邦訳者ならびに同省と国税庁に勤務する4人の協力者の手になる本書に、多くの期待をもちながらよんだことを述べておきたい。邦訳についての意見は最後の節でのべることとしたいが、この訳書には、原書にある5つの付録が除かれている。それをふくめて内容をしめそう。

第 1 章	はじめに
第 2 章	課税標準としての所得
第 3 章	所得、消費および資産に課せられる租税の効果
第 4 章	累進課税の経済効果
第 5 章	所得を得るための費用の取扱い
第 6 章	課税所得から除外される項目
第 7 章	所得控除
第 8 章	キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロス
第 9 章	税率と人的控除
第 10 章	所得と富の分配に対する効果
第 11 章	景気循環の調整効果
第 12 章	所得税の将来
付 録 A	租税統計表：税収、課税人員、諸控除および税率
付 録 B	第 3 章のノート
付 録 C	所得階層別租税負担および租税の貯蓄効果
付 録 D	所得分布統計の制約事項
付 録 E	ビルトイン・フレキシビリティの推計

本書の中核は、第5章から9章までの所得税の税務処理に関する諸項目の検討と改善案にあると思う。その他の諸章は、著者自身による実証分析をふくめて、いままでの検証結果を利用した経済効果をとり扱う。第2章から4章までの所得税の一般的分析では、なんとといっても N. カルドアの総合消費税論の投じた影響が大きいことを感ずる。いまや所得税の税務論や効果論を問う前に、所得税是認論にとっては、カルドアの提案は回避しえない試金石となっている。所得税と総合消費税の厚生効果については、私がかって紹介した A. ウィリアムスの『財政と予算政策』で、かなり明確な答えがでていと思う。また第10章以下の分配と経済安定効果については、それぞれ別個の問題として機会があれば扱いたいと思う。

この一文では、いままでとくにふれることのなかった所得税の税務論を、本書の中核たる諸章から選び、いわば課税の公平についての実定法的とり扱いをメモ的に述べておくことにしたい。

II

(1) 所得税は必要か

所得税が歳入制度の中核を担っているとしても、はたしてそれは必要であり、今後も存続すべきであろうか。第2章「課税標準としての所得」は、こういう設問におき換えることができよう。ここでのグードの立論方法は、課税の公平を支払能力説に基礎づけ、同額の収入をもたらす所得税・資産税・総合消費税（支出税）の三税が、支払能力をどの程度表現できるかによって判定しようとする。

ここで支払能力とは「最も大雑ばな意味では、支払能力は、単に国の手に移すことができる資源の保有のみを意味する。」しかし課税の基準として役立つためには、基数的効用による解釈を引き合いにしなくとも、「支払う者が不当な苦しみを受けて、あるいは社会的に重要と認められている目的が著しく妨げられないで支払うことのできる能力である。」とあってよい。この

いい方にたいして、個人間効用の比較を暗黙に認めたらうえて、反論することは容易である。しかし「常識のある人なら」金持ちのシャンペンと貧しい子もちの未亡人が買うミルクと、どちらが社会的にみた優先度を与えるであろうか。「支払能力は国民的利益、社会福祉、正当な法の手続、道徳、義務のような概念よりも不明確なものではない。支払能力は、知識、社会的順応性、思慮その他多くの人間の資質と同じように客観的に評価できるものである。」ただこのように、支払能力を一般的に定義しても、個人間に租税をどのように配分したらよいかというより具体的な課税方法はでてこない。そこで支払能力を客観的に表現する対応的指標を求めなくてはならない。そこに登場するのが所得であり、その代案としての消費支出または資産である。

課税を目的とし、支払能力に対応するための所得概念には、いわゆる純資産増加説と源泉説とがある。グードはヘイグ＝サイモンズの発生所得概念に依拠しつつも、発生所得と消費支出（純所得マイナス純貯蓄として捉える）および資産額などの測定・捕捉の難易を比べてみると、いずれも完全とはいえないとし、結局において、現行の実現所得を中心とする所得概念を改善し、さらに補完税として遺産税・贈与税および消費税からなる複税制度をもって、支払能力の多面的捕捉をおこなおうとする。

ここで提起された問題は、所得をうるために要した費用と消費支出の区別、純資産の増減を把握するためのキャピタル・ゲインの処理にかかわる。発生所得の定義にまつわる難点は、総合消費税や資産税を設けたとしても解決できない。とすれば現行の個人所得税を基礎に、個々の所得項目、費用および控除項目を検討してみるほかはあるまい、というのが趣旨である。

(2) 消費と費用

純所得をうるためには、それに要した費用を総収入から控除しなければならない。個人所得の計測にあたって、費用と収益の対応を決定するのに難しい貨幣支出がある。アメリカの財務省規則には、日本より寛大であるが、かなり制限された費目があり、それに対する不満も多い。控除される費目を制

限しているのは、費用目的か消費目的かの区別があいまいなためであり、これは「完全には直すことができない所得税の欠陥である。」第5章「所得を得るための費用の取扱い」で論じられているのは、通勤費・転勤費・（家計が雇用するサービスのための支出としての）家事および育児費・教育費および旅費・交際費の各項目である。アメリカでは日本のような給与所得控除が行なわれていないことを考え、また既婚婦人の就業状況を考え合わせると、この章はアメリカの社会生活が垣間見られて面白い。

なかでも著者の提案の1つ、高等教育および職業教育をうけた者にたいする教育費償却の試案は、教育投資論の現況からみて興味がある。それはこうである。教育費は稼得能力を増し、所得をうるための費用である。これを消費とみることもしるけれども、より寛大な教育費の償却を認めることは、職業訓練のための費用を使わなかった人や、資産所得にたいする維持費および償却費を認めるとり扱いから見ると、不公平なものとはいえない。ただここでの教育費は、授業料・本代・学用品代および就学中の旅費に限るべきであり、学生々活のための個人的費用は、生計費との区分が不明確なため認められない。教育費の費用計上は、勤労所得者のみに限るべきであり、かつ大学卒業後の本人の所得にたいして認められるもので、親の負担した教育費を親の所得に対して認めるものではない。償却期間はその人が働ける全期間にわたるのがのぞましいが、実行可能な方法としては、10年ないしは20年などの一定期間に限るほうがよい。

以上のような主張は教育を資産とみるかどうか、大学教育をうけた者が高校教育以下しか受けなかった者との間に稼得能力に差があるかどうか、大学教育に優遇措置を与えることが公平に反しないかどうか、大学教育をうけても家庭に入ってしまった女性にたいして償却を認めなくてもよいかどうか、私立大学と公立大学の授業料の差を稼得能力とどう結びつけたらよいか等の疑問点が生じ、教育資産論を前提とした主張はユニークであるとはいうものの、私には未解決な問題が多いように思われる。ただ、教育支出を資産とみ

てその効果が1年以上に及ぶため、償却せよという試案には、法人税法における繰延資産（創業費・建設利息・試験研究費・開発費・新株ならびに社債発行費など）の償却規定と、考え方においては類似するものがあることを指摘しておきたい。

(3) 帰属家賃の課税

国民所得計算では、自家居住者の推定家賃はその年間におけるサービス支出として国民所得にふくまれる。この考え方の歴史的な源泉は、1803年イギリスにおけるアデントンの所得税改革における Schedule A にあるといわれている。著者によるとイギリスの帰属家賃にたいする課税は、1963年に廃止になった、ということである。わが国ではもちろん、アメリカにおいても自家所有者の帰属家賃は非課税所得である。いまここで著者はこれを調整総所得に含めよと主張する。その理由はこうである。住宅の所有者は住宅が維持費・修繕費など、経費の源であると思っているけれども、その一部が消費サービスの形で収益をうけていることに気がつかない。現行の税法では、自家用住宅のサービス消費を所得にふくめていないのに、住宅購入の抵当債務利子や財産税（地方税）を所得から控除できていることになっている。この措置は賃借人やその他の投資家に比べて、自家居住者に有利なとり扱いをしている。この扱いは公平に反する。

自家所有者と賃借人およびその他の投資家との間に公平な課税をおこなうためには、総賃貸価格から所有にともなう経費（抵当債務の利子、財産税、減価償却費、維持修繕費および損害保険料など）を差引いた帰属純家賃を調整総所得にふくめることである。現行の抵当利子の控除を廃止しても、それは借入れによらない住宅購入者を不利に扱うことになる。また財産税の控除は地方税との競合をさけるために認められているとはいうものの、実質的には賃借人に転嫁しているから、この控除を止めただけでは、不公平の是正に十分ではない。一方、南北戦争当時のアメリカで認められていたように、借家人の支払家賃を経費として控除できる先例を復活した場合はどうか。現在

のところ、借家人の支払った家賃総額は、自家所有者に認められている所得控除と帰属純家賃の非課税所得の合計よりも大きいのである。したがって支払家賃の所得控除を認めることになると、こんどは逆に借家人に有利な措置となり、この方法をもってしても公平は実現できない。結局のところ、帰属純家賃の非課税所得扱いを止めることである。

このような著者の主張は、帰属家賃の所得階層別分布状況などの統計資料に裏づけられて、教育支出などの分析よりも実証性に富んでいる。

(4) キャピタル・ゲイン課税

わが国の所得税法において、もっとも複雑な規定をもっているのは「譲渡所得の金額」の確定の場合である。規則を複雑にしているものは、土地・建物の譲渡にあたって投機的利益を押えることやそれらの公共的用途への取用にさいして、公益と私益の調整をはかるといふ狙いをもって改正を重ねてきたからと思われる。アメリカにおける譲渡所得——この訳書ではキャピタル・ゲインとそのまゝ用いている——もその例外ではないようである。日米ともに譲渡所得については特恵的課税がおこなわれているが、重要な違いはわが国所得税の場合には、有価証券の譲渡益については、原則として非課税である、ということである。

特恵的課税——アメリカでは資本資産の保有期間が6カ月をこえた資産の譲渡益については、税率25%を限度として通常税率の2分の1をもって課税される——がおこなわれるという根拠は、アメリカにおいては明らかではない。わが国と1963年までのイギリス(同年より保有期間1年以下の短期キャピタル・ゲインは他の所得と合算して普通税率で課税される。また1年以上の長期キャピタル・ゲインには軽課措置がある。)では譲渡所得が年々継続して生じない偶発的性質をもつため、その他の継続的所得とは同一に扱わないという考え方で軽課されてきた。グードは、偶発的所得のこのようなとり扱いは土地が富の主要形態であり限嗣不動産権が家の富と権力を維持するための重要な手段であった農業中心の経済に端を発したものだ、という。そ

して現代では、キャピタル・ゲインとその他の財産所得とを明確に区別することは不可能であり、利子・配当とおなじく、消費力の増加をもたらすキャピタル・ゲインにも課税すべきであるとみる。

しかしながら、キャピタル・ゲイン課税の本質的な難しさは、やはりその偶発性にある。しかもキャピタル・ゲインは実現したときにのみ課税され、一方ゲインから控除すべきキャピタル・ロスには限度額がある。このため実現時に決済して累進課税をうけるならば、年々平均的に課税された場合よりも、過大な負担をうけることがある。グードはキャピタル・ゲインの按分課税方式を提案して、この過大負担をさげようと主張する。この主張はキャピタル・ゲインが高額所得階層に集中している統計的事実を背景に、現行のあまりにも寛大な課税方式をさげ、実効税率の累進度を高めようとする狙いをもっている。

(5) 世帯間の租税負担

財政学とくに租税論においては、原則論はあっても決定論はないといつてよい。例えば租税負担の軽重を問題とする場合、所得階層別・世帯別の税負担を評価する順則は、理論的に導かれた均衡状態をよりどころとするというよりは、経済水準の現況にてらしてそのあり方を判定するのが一般である。それは多分に経験的な判断にまかされ、論者が現状について reasonable だと思っている水準とかバランスに従って是非が争われているように思う。したがって、こうした論議に説得力をもたせるためには、できる限り客観的な現実認識にもとづいた判断と、同時に、改善案が feasibility をもつことである。

以上の私見からみると、第9章「税率と人的控除」は税負担の軽重を判断する場合の標準的手続きをふんでいるように思う。この章の1つの主張は、連邦個人所得税の負担をうけている独身者は、他の世帯よりも重課されているということである。その根拠はこうである。人的控除は世帯構成人員1人につき600ドルの定額であり、この実質額は購買力の点でも平均所得に対す

る割合でもきわめて低い。それだけでなく、異なった世帯でも同等の生活水準を維持するための所得からみると、独身者の控除は夫婦者のその3分の2から4分の3、すなわち約1,000ドルから1,200ドル程度でなければならない。扶養親族の増加につれて、消費についての規模の経済が働くから、現行の1人あたり定額控除は独身者を不利に、家族もちを有利にとり扱っている。さらに人的控除を補足するものとして1964年に採用された最低概算支出控除は、世帯別に課税最低限を引きあげはしたが、個別控除を申請する人にとっては不利になる場合もある。また夫婦者には共同申告書を提出して二分二乗方式による課税をうけることができる。これによって独身者より低い限界税率の適用をうけることになり、ともに24,000ドルの課税所得のとき夫婦者は独身者の税額の29.5%も少ないものとなる。このような現状を改善するためには、人的控除の再構成と共同申告書を提出する夫婦者と独身者の課税所得には、現行の別々の税率表ではなく同一の税率表を適用すべきである。これによって現状は公平と累進課税はより妥当なものとなるであろう。

以上5項目にわたって摘記してきた著者の主張は、第9章の第3図「各種条項の実効税率に対する影響」と第4図「平均税率と限界税率」を参照することによって、一体なににむけられていたものであるかが明白になる。名目税率は20%から約87%まで上昇しているにかかわらず、キャピタル・ゲインの軽課措置、所得控除、人的控除ならびに所得分割によって実効税率は最高33.3%にしか達していない。アメリカにおける高いブラケット・レートは、以上のような課税所得の侵食によって実際には低いレートまでしか適用されず、もっとも大きな公平さと累進課税の期待を担っているはずの所得税が、平均税率累進度でみると逆進的所得階層さえみられるというのが現状のようである。著者の論証は現実を重視する“pragmatic science of public finance”の性質を、よく感得せしめてくれるものがある。

Ⅲ

訳書について *faultfinder* になることは、訳者になるよりもはるかに易しいことである。本書は上述の著者の主張からも察せられるように、アメリカ合衆国の内国歳入法および財務省規則によって施行されている連邦個人所得税を説明・批判したものであり、その意味において実定法の知識がなければ、十分な理解がえられない書物である。私も訳書に助けられなければ、租税用語の解釈に困難を感じたことであろう。

こうした負い目を感じながらも、卒直にいわせていただくならば、名著の邦訳としてはいくぶん不手際が目立つ書物のように思われる。末尾に記載したように誤訳と思われるものまたは不注意なミスがあるほか、校正ミスというよりも原稿ミスと思われる誤字・誤用が散見する。それらはとくに第8章までに多い。原書の付録を全部訳載しなかったことも極めて残念である。このため本文中に「原著付録を見よ」といったただし書をつけたり、忘れておき原著書を有力な補完財としなければ訳書だけでは一本立ちができないものとなっている。

経済学ならびに租税論における術語について、かなり大胆な訳語を用いていることも特色である。例えば“*permanent income*”を「永久所得」、*“locking-in”*を「寝かし込み」、*“floor deduction”*を「足切り控除」、*“incentive pay”*を「奨励金」などがその例である。「永久所得」の日本語での対語は恐らく「一時所得」であろうが、用いられている脈絡は、フリードマンの消費関数に関する「恒常所得」仮説であり、その対語も「変動所得」であって、いまや学界に定着しているようである。「寝かし込み」という訳は、かなりうがった訳といえよう。「封鎖効果」とか「閉じ込め効果」という人もあるが、つまりは「利喰い売りをしないこと」である。本書でまた1つ新訳がでたのも、この言葉がいまだ定着していないことを示すものである。

以下に整理した誤訳とともに、これらの術語については再考のうえ、機会があれば訂正していただきたいものだと思う。そうでなければ、せっかくの名著と、訳者のグード氏にたいする傾倒も、読者には誤解を生ずる危険がある。

付記 本書を読むにあたり、連邦個人所得税の一連の申告書ならびに記入の手引きを貸与していただいた竹内教授をはじめ、会計および証券関係の問題について教示をうけた久野、鈴木の両助教授に謝意を表したい。

ページ	行	訳 文	正
9	11	租税収入の測定	税込み利回りの測定
56	下 6	受けなかった	受けた
73	注 5	この勾配は	この偏りは
87	1	妨げたこと	妨げなかったこと
96	注 2	もっと前の年と高い税率	この前年ならびに低い税率
129	注 5	「国民所得」	「概念上の所得」
133	下 6	借家人の住居持主	借家人と住居持主
157	下 7	相乗的	正の相関をもつ
172	第12表	利子控除総額に対する割合	利子控除総額の割合
198	下 9	との差額に	との比をかけた金額に